

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策について（案）

〔前回未定部分のみ〕

（10）病児・病後児保育事業 【保育幼稚園課】

【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、医療機関等に付設された専用スペース等で児童を一時的に預かる事業です。

●病児・病後児保育事業 量の見込み及び確保方策（案）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
量の見込み (年間のべ利用人数)	3,651	3,599	3,500	3,393	3,339	(人)
確保方策 (提供量)	3,651	3,599	3,500	3,393	3,339	(人)
病児保育事業 北部	2	2	2	2	2	(箇所)
南部	1	1	1	1	1	(箇所)
病後児保育事業 北部	1	1	1	1	1	(箇所)
南部	1	1	1	1	1	(箇所)

算出方法：国の手引きに示されているニーズ調査結果を用いた算出方法による。

市域全体での病児・病後児保育事業の量の見込みを確保するため、国道163号を境に南北に区割りし、病児保育室については北部に2か所、南部に1か所の設置を目安とし、病後児保育室については北部及び南部に1か所ずつの設置を目安とします。

今後、実際の利用状況や利用ニーズを踏まえ、適切な事業実施に努めます。

参考：これまでの利用実績

病児保育（現在 北部1箇所）

	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)
年間のべ利用人数	736	743	860	425

病後児保育（現在 南部1箇所）

	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)
年間のべ利用人数	-	-	24	13

※29年度から実施

